

平成30年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【憲 法】

以下は架空の事例である。

Xは、かつて成人した直後に、自分の婚約者に対して傷害致死事件を起こした女性である。Xの婚約者であった人物は、結婚詐欺のようなことを繰り返しており、それを知ったXが自分に対しても同様であったのかと憤り、思い余って傷害を負わせ、死に至らしめた事件であった。その事案が特異であることから、当時はワイドショーなどで頻繁に取り上げられ、Xの実名や事件については周知の事実であった。

それから15年が経過し、その間に、Xは有期懲役刑の判決を受け、刑期を終え、結婚し、子ども（乳幼児）も存在していた。Xは、婚姻に際して姓を変えたものの、インターネット上の大手検索サイトYでは、Xの非常に珍しい名字である旧姓を検索語として入力すると、関連する検索用語として傷害致死、結婚詐欺といったキーワードがセットとしてすぐに浮かび、そのキーワードとともに検索すると、15年前のワイドショーや新聞記事の内容が記されたページが複数ヒットする状態であった。

Xは、現在も罪を償わなければいけないという気持ちに変わりはないものの、他方で、子どもや夫と人生を歩み直したいという気持ちを強く持っている。そこで、自分の旧姓を知る子どもが、その名を周囲に告げてしまうことで、周囲の人々がXの旧姓を興味本位で検索するようになったら犯罪歴が知られてしまう、という不安に苛（さいな）まれた。Xの夫は、Xの過去を知っているものの、改めて世間の注目を集めることで今の幸福な家庭が壊れてしまうのではないかというXの苦しみは、日々非常に大きく膨らんでいっている。

そこで、Xは大手検索サイトを運営するY社に対して、自らの15年前の事件に関する記事やページの削除を求める仮処分の申立てをすることにした。

問1 Xは、どのような憲法上の権利を主張することができるか。

問2 Xの主張に対するY社側の予想される反論を簡単に示しつつ、あなたの見解を述べよ。

以 上

## 【刑 法】

下記の文章を読んで、問いに答えなさい。

- 1 甲男は、友人の乙男を助手席に乗せて、旅行として、自己の自動車（車高の高いワンボックスカー）を運転して、人通りのまばらな田舎の一般道を走行していた。そして、甲は、旅行気分で乙との会話が盛り上がっていたこともあって、交通整理のされていない見通しのきかない交差点を時速60キロメートルで直進しようとしたところ、交差点を自転車で横断しようとしたXを避けることができず、自転車もろとも跳ね上げてしまった。跳ね飛ばされたXは、自動車の屋根に乗せられたが、甲と乙はそのことに気がつかなかった。
- 2 甲は、停車せずにそのまま運転を継続しながら、「さっき後ろを振り返ったけど、自転車しか見当たらなかったな。」と述べた。乙は、助手席側の窓付近からXの左手がぶら下がってきたのに気が付いたが、「きっと道路の脇の繁みにでも跳ね飛ばされたんだらう。」などと、Xが自分たちの自動車の屋根に跳ね飛ばされたことを甲には触れずにいた。乙は、このままの状態で行くと、Xの存在に気が付いた者によって通報等されると考え、このままXを引きずり落としてしまおうと決意した。当時甲は、時

速60キロメートルで自動車を走行しており、乙は、「まだ生きてるかもしれないけど、引きずり落としたりさすがに頭を打って死ぬかもしれないな。」と考えつつ、「後ろから誰か追ってきていないよなあ。」などと言って、助手席の窓を開けて後方を確認するそぶりを示しながら、甲に気がつかれないように、Xの左手を引っ張って、アスファルト舗装された路上に引きずり落とす（甲は乙の行動に気が付かなかった）。Xは、頭部を路面に強く打ち付け、間もなく死亡した。なお、その後の捜査で、Xの頭部には、甲の車の塗料が付着しており、はじめに轢かれた段階で頭部を激しく屋根に打ち付け、致命傷として脳くも膜下出血および脳挫傷が生じ、その後、屋根から引きずり落とされ、頭部を打った衝撃で更にそれが悪化して死亡するに至ったと結論づけられた。

3 その後、ヒッチハイカーの丙男が、路上で倒れているXを発見したが、Xはすでに死亡していた。丙は、警察に通報しようとも思ったが、ふとXの腕を見ると、高級そうな腕時計（時価100万円）をしているのに気が付いたので、自分の物にしたいという衝動を抑えきれなくなり、Xの腕からその腕時計を取り外して、ポケットに入れ、その場から立ち去った。

具体的事実を指摘しつつ、甲、乙、丙の罪責を論ぜよ。なお、特別法違反については、下記以外は論じる必要はない。

#### (参照条文)

#### 道路交通法

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(中略)

二十 徐行 車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。(略)

(徐行すべき場所)

**第四十二条** 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。(略)

#### 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(過失運転致死傷)

**第五条** 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

以上